

第 1 回 足立区選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 3 1 日（金）午後 3 時
 - 2 場 所 足立区役所南館 6 階 選挙管理委員長室
 - 3 議 案 第 1 5 号議案 足立区選挙管理委員会規程の一部改正（案）について
第 1 6 号議案 足立区選挙管理委員会個人情報等管理規程の制定（案）について
第 1 7 号議案 足立区選挙管理委員会情報公開規程の一部改正（案）について
-

第 1 5 号議案 足立区選挙管理委員会規程の一部改正（案）について

資料 2 ～ 4 ページ

第 1 6 号議案 足立区選挙管理委員会個人情報等管理規程の制定（案）について

資料 5 ～ 1 1 ページ

第 1 7 号議案 足立区選挙管理委員会情報公開規程の一部改正（案）について

資料 1 2 ～ 1 8 ページ

足立区選挙管理委員会規程の一部改正（案）について

下記のとおり足立区選挙管理委員会規程の一部を改正する。

1 改正概要

事務局内の係別分掌事務に関して、令和5年度より分掌事務の追加及び変更を行うため、足立区選挙管理委員会規程の一部を改正する。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行年月日

令和5年4月1日

4 関連条文（足立区選挙管理委員会規程抜粋）

（分掌事務）

第21条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

副参事（選挙事務改善担当）

（1）選挙事務改善に関すること。

管理係

（1）委員会に関すること。

（2）在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること。

（3）選挙時及び常時啓発に関すること。

（4）公職者等の政治活動に関すること。

（5）投票における諸課題解決に関すること。

（6）委員長の特命に関すること。

（7）他の係に属しないこと。

選挙係

（1）選挙人名簿の調製及び保管に関すること。

~~（2）在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること。~~

（2）各種選挙の管理執行に関すること。

（3）直接請求の署名審査に関すること。

（4）検察審査員候補者の予定者の選定に関すること。

（5）裁判員候補者の予定者の選定に関すること。

（6）国民投票法の管理執行に関すること。

追加
（選挙係→管理係）

追加

削除

足立区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示新旧対照表

改正前	改正後
○足立区選挙管理委員会規程 平成12年3月31日選挙管理委員会告示第13号 第1条から第20条 (略) (分掌事務) 第21条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。 副参事 (選挙事務改善担当) (1) 選挙事務改善に関すること。 管理係 (1) 委員会に関すること。 (2) 選挙時及び常時啓発に関すること。 (3) 公職者等の政治活動に関すること。 (4) 委員長の特命に関すること。 (5) 他の係に属しないこと。 選挙係 (1) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。 (2) 在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること。 (3) 各種選挙の管理執行に関すること。 (4) 直接請求の署名審査に関すること。 (5) 検察審査員候補者の予定者の選定に関すること。 (6) 裁判員候補者の予定者の選定に関すること。 (7) 国民投票法の管理執行に関すること。	○足立区選挙管理委員会規程 平成12年3月31日選挙管理委員会告示第13号 第1条から第20条 (略) (分掌事務) 第21条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。 副参事 (選挙事務改善担当) (1) 選挙事務改善に関すること。 管理係 (1) 委員会に関すること。 (2) <u>在外選挙人名簿の調製及び保管に関すること。</u> (3) 選挙時及び常時啓発に関すること。 (4) 公職者等の政治活動に関すること。 (5) <u>投票における諸課題解決に関すること。</u> (6) 委員長の特命に関すること。 (7) 他の係に属しないこと。 選挙係 (1) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。 (2) 各種選挙の管理執行に関すること。 (3) 直接請求の署名審査に関すること。 (4) 検察審査員候補者の予定者の選定に関すること。 (5) 裁判員候補者の予定者の選定に関すること。 (6) 国民投票法の管理執行に関すること。

改正前	改正後
第22条から第31条 (略) 付 則 (略)	第22条から第31条 (略) 付 則 (令和5年3月31日選管告示第 号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。

○足立区選挙管理委員会個人情報等管理規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び足立区個人情報保護法施行条例（令和4年足立区条例第50号。以下「条例」という。）に基づき、足立区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の適切な管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、法、番号法、条例、足立区個人情報保護法施行条例施行規則（令和5年足立区規則第8号）及び足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成20年足立区規則第74号）で使用する用語の例による。

（総括管理責任者）

第3条 委員会に、総括個人情報保護管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を1人置く。

- 2 総括管理責任者は、足立区選挙管理委員会委員長職務代理者をもって充てる。
- 3 総括管理責任者は、保有個人情報及び保有特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（管理責任者）

第4条 足立区選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）に、個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を1人置く。

- 2 管理責任者は、事務局の庶務担当係長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、事務局における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。
- 4 管理責任者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員を指名し、各職員が取り扱う特定個人情報等の範囲及び役割を指定しなければならない。
- 5 管理責任者は、次に掲げる管理体制を整備しなければならない。
 - （1） 職員が法、番号法その他関係法令に違反している事実又は違反するおそれがあると認められる事実を把握した場合の管理責任者等への報告連絡体制
 - （2） 職員が保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事実を把握した場合の管理責任者等への報告連絡体制
 - （3） 保有個人情報等を複数の係で取り扱う場合の任務分担及び責任の明確化のための体制
 - （4） 保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事実を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制

(保護担当者)

第5条 事務局に保護担当者を置く。

2 保護担当者は、管理責任者が指名する職員とする。

3 保護担当者は、管理責任者を補佐し、事務局における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第6条 委員会、監査責任者を1人置く。

2 監査責任者は、足立区選挙管理委員会事務局長をもって充てる。

3 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(教育研修)

第7条 総括管理責任者は、委員長の命を受け、保有個人情報等の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための教育研修その他の必要な措置を講じなければならない。

2 総括管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して教育研修その他の必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、事務局の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括管理責任者の実施する教育研修への参加の機会の付与その他の必要な措置を講じなければならない。

4 職員が区長の補助職員として教育研修を受講する等、保有個人情報等の取扱いについて既に教育研修その他の必要な措置が講じられていた場合、総括管理責任者及び管理責任者は、当該措置の内容を踏まえて必要な範囲において、前3項の措置を講じれば足りるものとする。

5 第1項から第3項までの措置を講ずる場合には、保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約による派遣労働者をいう。）についても、職員と同様の措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第8条 職員は、法、番号法及び条例の趣旨に則り、関連する法令、規則等の定め並びに総括管理責任者及び管理責任者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

(複製等の制限)

第9条 管理責任者は、職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定するものとし、職員は、当該行為を

行う場合、管理責任者の指示に従わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
 - (2) 保有個人情報等の送信
 - (3) 保有個人情報等が記録されている媒体等（書類、記録機能を有する装置及び電子機器（端末及びサーバーに内蔵されているものを含む。）をいう。以下同じ。）の外部への送付又は持出し
 - (4) その他管理責任者が保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれがあると認めた行為
- (誤りの訂正等)

第10条 職員は、保有個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、管理責任者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体等の管理)

第11条 職員は、管理責任者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体等を定められた場所に保管しなければならない。この場合において、管理責任者が特に必要と認めるときは、職員は当該媒体等について、耐火金庫への保管、施錠等、特別な措置を行うものとする。

(誤送付等の防止)

第12条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体等の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイトへの誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第13条 管理責任者は、保有個人情報等の取扱状況を確認するため、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第14条 管理責任者は、特定個人情報等の取扱状況を確認するため、当該特定個人情報等の利用、保管等の状況について、次に掲げるものを記録するものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの利用及び出力状況の記録
- (2) 特定個人情報記録された媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除及び廃棄記録
- (4) 特定個人情報記録された媒体等の削除又は廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- (5) 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、各職員の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

2 管理責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備して、

次に掲げる項目を記録するものとする。この場合において、取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等を記載してはならない。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 特定個人情報ファイルの利用に供される事務を担当する組織の名称
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目及び本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法
(取扱区域)

第15条 管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にしなければならない。

2 管理責任者は、特定個人情報等の取扱区域に、パーテーション又は衝立を設置し物理的な安全管理措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第16条 管理責任者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限らなければならない。

2 当該保有個人情報等に係るアクセス権限を有しない職員は、これにアクセスしてはならない。

3 職員は、当該保有個人情報等に係るアクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的でこれにアクセスしてはならない。

(情報システムにおける安全の確保等)

第17条 管理責任者は、保有個人情報等に、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）及びパスワード等の読取防止を行うために必要な措置を講じなければならない。

3 情報システム課長及び管理責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御その他必要な措置を講じなければならない。

4 情報システム課長及び管理責任者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、不正プログラムの感染防止に必要な措置を講じなければならない。

5 情報システム課長及び管理責任者は、保有個人情報等の暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

- 6 情報システム課長及び管理責任者は、保有個人情報等の重要度に応じてバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。
- 7 管理責任者は、保有個人情報等の処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。
- 8 管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。
- 9 職員は、管理責任者が必要と認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。
- 10 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。
- 11 情報システム課長及び管理責任者は、保有個人情報等の情報漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器（以下「外部電磁的記録媒体等」という。）又は媒体等の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）の措置を講じなければならない。
- 12 管理責任者は、保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるとともに、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 13 管理責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含み、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

（マシン室等の安全管理）

第18条 情報システム課長は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバー等の機器を設置する室その他の区域（以下「マシン室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、マシン室等への入室退室の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い、監視設備による監視、外部電磁的記録媒体及び媒体等の持込み、利用、持出し等の制限その他必要な措置を講じなければならない。

2 情報システム課長は、保有個人情報等を記録する媒体等を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講じなければならない。

（個人番号及び保有個人情報等を取り扱う媒体等の紛失・盗難等の防止）

第19条 管理責任者は、取扱区域における個人番号及び保有個人情報等を取り扱う媒体等の盗難、紛失等を防止するために、セキュリティワイヤーその他これに類するものによる機器の固定、施錠できる書庫への保管等物理的な安全管理措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、個人番号及び保有個人情報等が記録された媒体等を取扱区域外に持ち出す場合においては、データの暗号化による保護、施錠できる搬送容器の使用など容易に個人番号及び保有個人情報等が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じなければならない。

(外的環境の把握)

- 第20条 管理責任者は、保有個人情報等が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(削除又は廃棄)

- 第21条 職員は、個人番号及び保有個人情報等が記録されている媒体等が不要となった場合には、管理責任者の指示に従い、当該情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体等の廃棄を行わなければならない。

- 2 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又はこれらが記録された媒体等を廃棄した場合には、削除し、又は廃棄した記録を保存しなければならない。
- 3 前2項の作業を委託する場合には、必要に応じて管理責任者が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取る等、委託先において消去及び廃棄が適切な方法により確実に行われていることを確認しなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

- 第22条 職員は、保有個人情報等の情報漏えい、滅失、毀損等の安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事実を把握した場合に、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた管理責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定による報告を受けた管理責任者は、直ちに委員長及び総括管理責任者並びに区政情報課長に報告しなければならない。
- 4 管理責任者は、第1項の事案の発生原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 委員長は、第1項の事案の内容及び影響に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。
- 6 区政情報課長は、法、番号法その他関連法令の規定に基づく個人情報保護委員会への報告を行う。

(監査及び点検の実施)

- 第23条 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行い、その結果を総括管理責任者に報告しなければならない。
- 2 管理責任者は、保有個人情報等を記録する媒体等に係る処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行わなければならない。

- 3 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、総括管理責任者及び管理責任者は、第1項の監査又は前項の点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から評価し、その見直し等の措置を講じなければならない。

付 則（令和5年3月31日告示第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日から令和6年3月31日までの間における第20条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

○足立区選挙管理委員会情報公開規程（案）

平成13年 4 月 2 日選挙管理委員会告示第14号

改正

平成17年 1 月14日選挙管理委員会告示第 4 号

平成22年 4 月 1 日選挙管理委員会告示第11号

平成26年 4 月 1 日選挙管理委員会告示第24号

平成26年 4 月17日選挙管理委員会告示第27号

平成28年 4 月 1 日選挙管理委員会告示第 8 号

足立区選挙管理委員会情報公開規程

足立区選挙管理委員会の管理する公文書公開規程の全部を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この規程は、足立区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する区政情報について足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（区政情報開示請求書の提出）

第 2 条 条例第 7 条の規定に基づき、区政情報の開示を請求しようとするものは、区政情報開示請求書（第 1 号様式）を委員会に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 2 条の 2 前条に規定する区政情報の開示請求については、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年足立区条例第49号）第 3 条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 前項の場合においては、足立区長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年足立区規則第 2 号）第 4 条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」及び「区長等」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。

（区政情報開示の決定の通知）

第 3 条 条例第11条第 2 項の規定による通知のうち、全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第 2 項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

3 条例第11条第 3 項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示等決定期間延長通

知書（第4号様式）に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。

- 4 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示等決定期間特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（区政情報の閲覧等）

第4条 委員会は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならない。

- 2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

- 3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の中止を命ずることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第5条 条例第12条第1項に規定する委員会が定める事項は、当該区政情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。

- 2 委員会は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、区政情報開示請求に係る意見照会書（第6号様式）により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書（第7号様式）により行うものとする。

- 3 委員会は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

（区政情報の写しの交付部数）

第6条 条例第13条第1項の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合は、交付部数は1件の請求につき1部とする。

（電磁的記録の開示方法）

第7条 条例第13条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。

- 3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。

（区政情報の開示の実施に要する費用の負担）

第8条 条例第14条第1項ただし書又は第2項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 請求者は、区政情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この規程は、平成13年4月2日から施行する。

付 則 (平成17年1月14日選管告示第4号)

この規程は、平成17年1月25日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日選管告示第24号)

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

付 則 (令和5年4月1日選管告示第7号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の足立区選挙管理委員会情報公開規程の規定は、施行の日以後の開示請求に係る手続等について適用し、同日前の開示請求に係る手続等については、なお従前の例による。

別表 (第8条関係)

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円
複写機により作成した写しの交付	A3判以下のもの 1面	10円
	カラーコピー 1面	50円
電磁的記録を印刷物として出力したものの交付	A3判以下のもの 1面	10円
CD-Rに複写したものの交付	1枚	100円
USBメモリーに複写したものの交付	1個	1,000円
写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

- 1 A 3判を超えるものの写しについては、A 3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本産業規格による。

足立区選挙管理委員会情報公開規程の一部を改正する告示新旧対照表

改正前	改正後
○足立区選挙管理委員会情報公開規程 第1条 ～ 第2条 (略) (区政情報開示の決定の通知) 第3条 条例第11条第2項の規定による通知は、区政情報開示等決定通知書(第2号様式)により行うものとする。 2 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示決定期間延長通知書(第3号様式)に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。 3 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示決定期間特例延長通知書(第4号様式)により行うものとする。 (区政情報の閲覧等) 第4条 委員会は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならぬ。 2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に取り扱い、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。 3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の中止を命ずることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	○足立区選挙管理委員会情報公開規程 第1条 ～ 第2条 (略) (区政情報開示の決定の通知) 第3条 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書(第2号様式)により行うものとする。 2 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書(第3号様式)により行うものとする。 (新設) 3 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示決定期間延長通知書(第4号様式)に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。 4 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示等決定期間特例延長通知書(第5号様式)により行うものとする。 (区政情報の閲覧等) 第4条 委員会は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければならぬ。 2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に取り扱い、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。 3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の中止を命ずることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

改正前			改正後		
第5条	条例第12条第1項に規定する委員会が定める事項は、当該区政情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。	第5条	条例第12条第1項に規定する委員会が定める事項は、当該区政情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。		
2	委員会は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（第5号様式）により通知するものとする。	2	委員会は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、 <u>区政情報開示請求に係る意見照会書（第6号様式）により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書（第7号様式）により行うものとする。</u>		
3	委員会は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに開示決定に係る通知書（第6号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。 （審査会に諮問した旨の通知）	3	委員会は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、 <u>条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。</u> （審査会に諮問した旨の通知）		
第9条	委員会は、条例第15条の2の規定により足立区情報公開・個人情報保護等審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第7号様式）により通知するものとする。 （委任）	第9条	委員会は、条例第15条の2の規定により足立区情報公開・個人情報保護等審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書（第7号様式）により通知するものとする。（削除） （委任）		
第10条	この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 付 則 この規程は、平成13年4月2日から施行する。 付 則（平成17年1月14日選管告示第4号） この規程は、平成17年1月25日から施行する。 付 則（平成26年4月1日選管告示第24号） この規程は、平成26年4月1日より施行する。	第10条	この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 付 則 この規程は、平成13年4月2日から施行する。 付 則（平成17年1月14日選管告示第4号） この規程は、平成17年1月25日から施行する。 付 則（平成26年4月1日選管告示第24号） この規程は、平成26年4月1日より施行する。 付 則（令和5年4月1日選管告示第7号） <u>この規程は、令和5年4月1日より施行する。</u>		

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円

改正前				改正後			
複写機により作成した写しの交付	A 3判以下のもの カラーコピー	1面 1面	10円 50円	複写機により作成した写しの交付	A 3判以下のもの カラーコピー	1面 1面	10円 50円
電子計算機からの出力物の交付	A 3判以下のもの	1面	10円	電子計算機からの出力物の交付	A 3判以下のもの	1面	10円
リーダープリンターからの出力物の交付	A 3判以下のもの	1面	10円	電磁的記録を印刷物として出力したものの交付	A 3判以下のもの	1面	10円
フロッピーディスクに複写したものの交付		1枚	50円	フロッピーディスクに複写したものの交付 (削除)		1枚	50円
CD-Rに複写したものの交付		1枚	100円	CD-Rに複写したものの交付		1枚	100円
USBメモリーに複写したものの交付		1個	1,000円	USBメモリーに複写したものの交付		1個	1,000円
写しの郵送に要する費用	実費相当額			写しの郵送に要する費用	実費相当額		

備考

- 1 A 3判を超えるものの写しについては、A 3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本工業規格による。

備考

- 1 A 3判を超えるものの写しについては、A 3判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本産業規格による。